

○都留市文化財保存活用地域計画策定協議会設置条例

令和8年3月24日

条例第2号

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第183条の9第1項の規定に基づき、都留市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として都留市文化財保存活用地域計画策定協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 法第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他文化財の総合的な保存活用に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財の所有者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 市職員
- (5) 山梨県職員
- (6) 公募市民
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 協議会には、必要に応じ専門部会を設けることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和32年都留市条例第18号)中「各種委員、協議会の委員」の規定を準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例による最初の会議又は任期満了後における最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。